



管子牧民解

傅家文

上

口仁  
2820  
1



仁  
2320  
卷 1-2

3

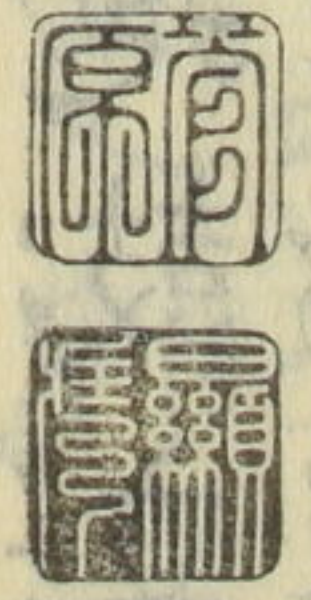
管 子 抄 倭 語 解 序  
 趙 成 子 曰 夫 先 王 之 法 志 德 義  
 之 府 也 德 義 生 民 之 本 也 然 則  
 長 衆 治 民 之 道 莫 尚 焉 古 者 聖  
 王 光 有 天 下 而 和 寧 百 姓 令 聞  
 不 忘 者 職 斯 之 由 况 文 武 之 道  
 未 墜 於 地 在 人 之 賢 者 識 其 大 者  
 不 賢 者 識 其 小 者 以 莫 不 敢 欲  
 從 于 治 國 安 民 之 政 於 是 夫 人

義可法於四方也執抱鼓立  
於軍門使百姓加勇五也  
有五者故桓公任之以國政  
大勲嘗著書曰管子專說治  
之抑古之良君養民如子蓋  
之如天容之如地奉其君愛  
神之如父母仰之如日月神  
而民之望也天雷震夫君神  
之望也天雷震夫君神之主

致其誠心縱其天志研精覃思  
文法墳典義窮蘊奧以著書為  
一家之用亦不少焉管仲生於  
周之叔世躬雖蒙束縛之辱才  
蔽天下故施伯曰管子天下之  
才也亦在吾之賢則必得志於  
下夫夷吾之國則必得人者五  
柔民一也治國於百姓不失其  
也忠信可結於百姓三也制禮

使<sup>シム</sup>司<sup>シ</sup>牧<sup>ボク</sup>之<sup>ノ</sup>勿<sup>ナカラ</sup>使<sup>シム</sup>失<sup>ウシク</sup>性<sup>セイ</sup>牧<sup>ボク</sup>民<sup>ミン</sup>之<sup>ノ</sup>名<sup>メイ</sup>  
 義<sup>ギ</sup>蓋<sup>ケタシ</sup>本<sup>モト</sup>于<sup>ニ</sup>茲<sup>ココニ</sup>此<sup>コノ</sup>篇<sup>ヘン</sup>也<sup>ヤ</sup>尤<sup>モットモ</sup>寔<sup>マコトニ</sup>為<sup>タリ</sup>人<sup>ジン</sup>  
 君<sup>クン</sup>左<sup>サ</sup>右<sup>ウ</sup>之<sup>ノ</sup>急<sup>キフ</sup>予<sup>ワカ</sup>信<sup>シン</sup>友<sup>ユウ</sup>邦<sup>ハウ</sup>正<sup>セイ</sup>子<sup>シ</sup>深<sup>フカク</sup>  
 有<sup>アツテ</sup>觀<sup>ミレ</sup>于<sup>ニ</sup>茲<sup>ココニ</sup>偶<sup>クワ</sup>為<sup>ソクル</sup>之<sup>ノ</sup>解<sup>カイ</sup>特<sup>ヒトリ</sup>非<sup>アラズ</sup>産<sup>タビニ</sup>釋<sup>シヤク</sup>  
 其<sup>ソク</sup>本<sup>ホン</sup>義<sup>ギ</sup>大<sup>オホクニ</sup>弘<sup>ヒロクテ</sup>其<sup>ソノ</sup>文<sup>ブン</sup>以<sup>モツテ</sup>便<sup>ベニス</sup>童<sup>トウ</sup>觀<sup>クワン</sup>子<sup>ワレ</sup>  
 亦<sup>マタ</sup>與<sup>アツカル</sup>有<sup>アルニ</sup>聞<sup>キク</sup>其<sup>ソノ</sup>意<sup>イ</sup>故<sup>カガキニ</sup>聊<sup>イサカ</sup>底<sup>テイ</sup>言<sup>ゲン</sup>以<sup>モツテ</sup>為<sup>ス</sup>  
 序<sup>ジヨト</sup>天<sup>テン</sup>保<sup>ハウ</sup>辛<sup>シン</sup>丑<sup>ウ</sup>秋<sup>アキ</sup>七<sup>シチ</sup>月<sup>ゲツ</sup>  
 菅原頭藏

菅原頭藏



序二

管子抄倭語解乾之卷

管子牧民



是<sup>コレ</sup>と齊<sup>セ</sup>の管仲<sup>カンチュウ</sup>名<sup>ナ</sup>夷吾<sup>イゴ</sup>といふ人<sup>ヒト</sup>桓公<sup>カン</sup>といふ  
 君<sup>ミミ</sup>の執政<sup>チウセツ</sup>とあり國<sup>クニ</sup>を治<sup>をさ</sup>むる道<sup>ミチ</sup>を書<sup>か</sup>綴<sup>つ</sup>りしもの  
 書<sup>シヨ</sup>といひ傳<sup>つ</sup>て元來<sup>ゲンライ</sup>八十六篇<sup>ハツジュウロクヘン</sup>ありしが内<sup>うち</sup>十篇<sup>ジュウヘン</sup>  
 亡<sup>な</sup>て現<sup>いま</sup>存<sup>ぞん</sup>するもの七十六篇<sup>シジュウロクヘン</sup>とす經濟<sup>ケイギ</sup>の道<sup>ミチ</sup>  
 を微細<sup>ビサイ</sup>論<sup>ロン</sup>トたまは人<sup>ひと</sup>君<sup>きみ</sup>の讀<sup>よ</sup>玉<sup>たま</sup>といふ書<sup>しよ</sup>也<sup>なり</sup>但<sup>たゞ</sup>  
 古書<sup>コシヨ</sup>ありまば疑<sup>う</sup>がらしき所<sup>ところ</sup>もありそ全書<sup>ゼンシヨ</sup>管<sup>かん</sup>  
 仲<sup>チュウ</sup>が言<sup>こと</sup>小非<sup>コヒ</sup>をといひ傳<sup>つ</sup>へたまはと牧民<sup>カクミン</sup>等の

大正四年九月寄  
内田銀藏氏贈

篇ハ誠小其本意と見え、神妙小説盡し  
されバ諸侯大夫能ク此書を讀玉を國家を治  
る徳有づまれば、幼稚の公たり漢文を讀  
ても早く和解の分り兼るところよりいふ  
らふ心をとら玉事もあらんと聊其文意  
をかるまふと解まはるもの也

邦正述

牧民

牧民ハ養と訓し、牛飼の牛を飼育するをいふ  
をさし、人君ハ民を養ひ育つる主ある  
故小一州一國の主を牧といふ書の舜典に  
群牧といふ、今の諸大名のこと也、此篇ハ凡人  
君國を有て民を治玉ふ道を説く篇也  
凡有地牧民者務在四時守在倉廩  
有地といふ有地の君とて此を人君と稱へ、今の  
大名の事也、凡人君萬民の主とあり玉ふ身分  
の本意といふ其領し玉ふ土地より生るる所

のありゆゑ財貨をとりまゝとらんを以て  
上天子小治久下領内の臣民を教へ導き養ひ  
そつて人々今日をゆたふくくし活びまわどの  
命を活く無難小一生を終るから小世話をやま  
玉の君とあり玉ひ一本意也右の本意を達し  
玉のんとあり先領内の臣民を蕃昌いよまを  
か根元あり此世話を始と玉ふべきこと也  
臣民の蕃昌といふ六尊卑貴賤老少賢愚と  
あり人の身小急要あり物衣と食との二つ  
也故小まづ第一番小衣食のあり小あつと紙

かぬやうふしくやまをせらやまぬを目當  
とまを事あり衣食の始といふ農桑のうせき  
を本とを農百姓耕作をまげて五穀を作  
り出小桑の桑を植蠶をかうて絹紬を織いよま  
事あり尤その土地の宜き小随く五穀といふと毛  
稻小宜き田がらある所もあり麥小宜き畠がら  
ある所もあり桑のそでぬ地出てハ蠶もうるそぬ  
ものあるととも苧麻綿葛の類何小よま衣  
類小あるべき品の一向小生せぬといふ地ハある  
其土地の宜き植物を考へをりて春暖夏暑

秋涼冬寒の四時の氣節不随ひ春ハ植夏ハ耘  
秋ハ刈冬ハ貯藏テ上の倉入より下くの畜ハ  
まづ置しうぐを衣と食とのふろふ苦勞  
のふき様ふといふか國郡を治るの根元あり  
是を凡地ヲ有チ民ヲ牧フモノハ務メ四時ニア  
リ守リ倉廩ニアリトハ云也

國多財則速者來地辟舉則民留處

いづむりいづせき山のおく海のをてめく  
も生息故郷の離るるこころハ人情の常あり  
まして衣食ゆたふ財用も足りたる國を

まてて逃走る民ハ希也この國政寛ハ衣食  
ゆたふ財用足り融通よろしきと聞あふその  
離るるに故郷をもまてて遠く來り集り  
此地ゆへ身を終へんとおもひ又一坪二坪の荒  
地もあきわたる國あまれば自ら風土のよろしき  
を知り他國の人の足もとままりあつた地の外ハ  
住づき地あきやうふをいふ事あり地辟き舉  
まてて民留まると擧まると六田を耕し種を  
まき骨折作まをいふあり夫故又此書の  
中ハ一人の繇を起せば百畝擧せばといふ事

あり一人の繇とい百姓一人を彼小使ハ百姓  
の田地耕作をるところありぬといふことあり  
是を國財多ケレバ遠キモノ來リ地辟ケ舉ス  
レバ民留リ處ルトハ云也又古來の注小ての舉  
ハ盡を讀心地開らき盡し一坪の荒地も  
ある程の地の貴き所故民留リ居をこれも又可也  
**倉廩實則知禮節衣食足則知榮辱**  
凡人小養つものハ犬子猫兒乃無知なるを  
教へて教へらむとといふ事ありまじく人ハ  
萬物の靈心千人ハ千人萬人ハ萬人善を

の惡をゆくむ人情の常ある故不好む所の  
善を導き惡む所の惡をふせきて教へて  
るが上の道也是小よの上ハ君より下ハ執  
政諸有司まじく人を治る職分ハ十が十人  
教へ導くを以て主意とせる事古より官を  
建るの本意也さる人の上小立やどの人  
何率下小よ心を持せよとをさせたく  
思ふ事定りたること也但し下小よ心を  
持せよと業をさせし思ふ時ハ上より  
よき心を以てよき政をしむけし教へ導く



をむらふとも是又倉廩の財用乏しく今日  
のうらむぐうしけむる教へ導く手段もたゞを  
いひとあぐ辛くつらくのそしむけ福を  
あしぬやうふありともをせしよるぬ仕方  
とありつとも上の威勢を以てひきこる  
小押付し仕舞ふありし小なればこの程  
ふく禮義正しき教も失ひをて上下を虐  
げ下上を欺き相互小く其日くを過を  
まごの心ふあり下る事也然時ハ親兄弟  
睦しく夫婦中よく一類の難儀を救ひ助

けふハ美目ある事とあり親兄弟むつま  
りしを夫婦中わく一類の難儀をむらぬ  
ありをるハ恥しき事とハ知りつとも  
寒の身小切あるふまへらまをわやえを貪  
欲非道の業をもあり相互小恨み怒りて  
其をてふ二ツあき身命をも刑戮のたれ小  
殖し失ふ事ふありをる事也上の倉元  
ゆたうあまふ下へ向ふ心ものごらふし自  
然と教へ導く手段も調ひ善を賞し  
惡を罰をる提も行届く事故小上の正

一 是規を守りて下も律義ある心なり  
返り已くか分際を法し一と不義不法の  
所行を耻てけるあげたるふるまひを美目  
ある事小思ふやう小あまきば人々身持り  
き少く風俗も美しく上の世話のかけぬ事  
あはらめり事也故小孔子衛の國小入玉ふ時  
人民の多を見玉ひく庶あるくとわめ玉ひ  
けとが丹求が此上いりある世話が始りさふ  
らみやと問ひ一時此上ハ民の富やうふを  
事と答へ玉ふさて富さういふ如何ら

はと問ひ一時富く其上ハ教へ  
導く事と答へ玉ひけり是貧苦りせ  
する民ハ教を受るひまある富る民ハ教ふ  
向ふ事速くある所をのりひあり  
是を倉廩ニツレバ禮節ヲシリ衣食足  
榮辱ヲシルトハ云也

上服度則六親固四維張則君令行  
度ハ法式といふ事あり服ハ服用といふ  
ひ用ゆる事あり人間界の法式といふハ  
上天子の貴きより下匹夫匹婦の賤き人

ハをべし親ハ子をうみ子ハ親をい  
ひて見ハ弟をめぐむ弟ハ兄を敬す  
夫ハ妻をまじり妻ハ夫を大切ふ事  
定りたる法式ありさるべし立玉ふ方ハ  
まづ此道を教へ示し法式のくが  
やう小仕なま事也故小孝悌を賞し和  
睦をわめ玉ふおきてハ大切なる事なれども  
國貧小財用乏しけり此褒賞の道を行  
届せ褒賞の恩うをけり法式も等閑  
あり親兄ハ不孝不悌の人とて夫婦

仕

ふらちある者も多くあり恩義愛敬の道  
も廢れ水臭き人情ふ成る事也ある手  
小嗣子がしとの賤き喻の如く國富と財ゆた  
うある上ふ人の上小恩義愛敬の道も  
行は上を見習ふ下り賤き下りまても恩  
義を忘る愛敬を失ふ事ハ何よりきり  
ある事小思ふ風俗ふるり六親といふ  
父母兄弟妻子の六を相親む八世の中の立ち  
行く元より禮義廉耻の四のひ之綱たる  
人々此四を守り時ハ上を畏る敬ふ勿論の事

四

下知法度を犯す一背く惡風儀ハ自然  
と改まる事也是を上度ヲ服スレバ六親  
固ク四維張レバ君令行ルトハ云也四維の  
義ハ下小

故省刑之要在禁文巧守國之度在飾  
四維

國を治る人の日當ハ下小姦民の少くあり  
て刑をづき罪人の希あるを第一の願とせし  
事也然とども人ハ律義正直の風俗廢て  
つゝ賢くくま

りをこらす一こりまろこま小利口小才覺あるは  
ふとりの掟のあき故也此風ふるは様々  
先四維の禮義廉耻のひかえ綱をたるまぬ  
やうやう小こりりささかりかりふふららむむききをを作作りり飾飾る  
元を禁制する事也是を故ニ刑ヲ省クノ  
要ハ文巧ヲ禁ズルニアリ國ヲ守ルノ度  
四維ヲ飾ニアリトハ云也  
頃民之經在明鬼神祗山川敬宗廟恭  
祖舊  
民を順る之經のと六織物のたて糸といふ

事ありこれ織物なれ糸あけまは横  
糸の織りこゝろ一七とめ糸經る物の大  
切なる場合又事の大段といふ事あり  
政の立つ本ハ萬民上ハ順從するといふか  
目當也下ハ上ハ承順せまといふ逆なり  
逆なり政の立つことハあり事也故り先  
下を上ハさういふせむらけ順ひする様ハ  
ある事也それハ上下尊卑の分限まゝ  
いふこと分るやうハ法式を  
立てる事也下ハ上ハ順ひを尊きハ尊きを

敬ひぬ時ハいふむりよき政も行まざる  
事也なれ角ハ下ハ上ハ敬ひ順ふ  
様ハといふ所をなれいふことあり事  
あり其仕方ハ如何と言ハ下ハ向上を  
そと敬へと計りなれ教へるとも其通り  
いふ従ひぬもの也下の上を輕めぬや  
とありハ先上めて上を敬ひ畏れませ玉ふ  
事也尊き君の上めと上と玉ふと天  
地山川祖父親の神靈先祖より立ち  
玉ふ古き掟ハ皆君の尊ひ順ひたす

づき事故ことふ天神てんじん地祇ちぎををりまりと畏おそま  
敬うやまひく見みせ山川さんせんの神事しんじを如ごとく文ぶんあり務つとめ  
玉たまひ宗廟そうぼうの儀式ぎしきを嚴重げんじゆうふく見みせ先祖せんぞ  
の法度ほうどを大事だいじふ守まもりて見みせ玉たまふ時ときも  
人ひとく上あふたつものみ敬うやまひ従したがふをどし  
事ことをときまゝある風ふうふありて上あふは是非ぜいひふ  
さうらうぬものと萬民ばんみんの心こころ一定いちていを事ことあり  
是これを民たみヲ順しんニスルノ經けいハ鬼神きしんヲ明あきらニス山さん  
川せんヲ祗つとミ宗廟そうぼうヲ敬うやまヒ祖そ舊きうヲ恭きやうスルニ  
アリトハ云い也

不な務む天てん時とき則すなはち財さい不な生せい不な務む地ち利り則すなはち倉廩そうりん  
不な盈えい野や蕪う曠くわう則すなはち民たみ乃すなはち管くわん  
天てん四し時じありて春暖あま秋涼あきりやうの節せつをかくむ  
萬物ばんぶつ生せいくの氣きを下くだし玉たまふと人ひとと  
りの者ものがその時ときに隨したがふたぐりのまじり  
の法ほうとめを急いそぐ時ときハ生せいむるものも生せいせ  
む生せいすも實じつのりよろしくむむを  
生氣せいきを下くだす天てんのちうう其氣そのきを受うけず  
そぐてあづるハ人ひとの力ちからあり人ひとの力ちから無なくハ  
萬よろの財用さいよう生せいむるとりふとも用もちをなまげ地ちと

ゆるもの山川高下小随ひ物を生ぜぬといふ  
理ハあけきども是又人が水田あり稲をうゑ  
白田あり麥を蒔きとくの地の宜き處を  
見計ひつちうひあやを世話をやりねば五穀  
の美多る種といふども蕃殖する事あり百  
里千里の國土を有つといふども民をくなく  
力行届む荒地荒田の多けきば民も食ふ  
づきものあく木の根草の葉を食物小を  
るやうふるまふ管といふくくさむの色いろの如く  
人のいろも青ざり氣勢もうまく百人も十

人少かけ合ぬやうふるまふ事あり乃をまゐ  
りちと訓むれどもその義ハそとてといふ意也  
是を天時ヲ務メサレバ戕生セズ地利ヲ務  
サレバ倉廩ミタズ野蕪曠ナレバ民スナハチ管  
ストハ云也  
上無量則民乃妄文巧不禁則民  
乃淫不璋兩原則刑乃繁  
國を治るといふまが制度を立るといふ  
上より定めきく事ありさういふことをい  
さうりもそむく事ありぬやうふるまふか初

ありたるのむらび下民の心より守る所ありか  
の思ひ付きなり小妾とらふもむら  
と一たる事をさるやうふありて萬人ハ萬  
人のものなき次第小ある事也刑法をさむ  
しく立ちて正直を賞し不律義あるを罰  
しうらぐをさる風を禁じ止めざる時を  
民の心遙をこらし次第小をまりありたり  
けしる風とある事也右の妾淫ニツのみを  
めとをたづぬむら上よりつり定めを立ち  
時勢あり小人ふものなき次第をさむらむ

不

より起りてそのえをハ姦佞狡猾の民衛く  
ふらありてさむら一の悪事をもちたる事  
ゆゑ小らやともふまげく刑戮をもせ  
福をあらぬやうふるなりよのさあめ  
妾淫のニツのものをさむらめとをさむら  
ある事也是を上量ナケレバ民スナハチ  
妄ス文巧禁セサレハ民スナハチ淫ス兩原  
ヲフサガサレバスナハチ刑シゲシトハ云あり  
則ハスナハチト訓ジ乃モスナハチト訓ズレ  
トモ其義ハソコデト訓ジテヨシ璋ノ字ヲ



本註ニ章ニ改テ明ニスルト見タレ氏璋ハ  
音障ト通ジテフサグ心ニミルベキ力障ハ  
水ヲフセグツクモノトニテワキヘモレヌヤウ

ニラセグ丁也

不明鬼神則陋民不悟

鬼神を畏忌敬スル人情のむかへし  
習ひ來りし事也それ小隨く鬼神の上  
小も大小尊卑の差別ある事を教示  
て貴き神ハまゝと尊びまゝり賤き神ハ  
事をなすまゝのりくをそれれがそまゝのり

不祗山川則威令不聞

山ハ雲雨を起し川ハ潤澤を施し民生  
大功ある物ある其神をつしを祭るを  
人々めぐるをうくるをそら也とぞとぐ

イ人の上小も尊卑の品ありて賤き  
貴小事ハ小ハ大も隨ふ事をまゝりある事也  
神とまゝのハ人民小功のあるかも功のある神  
も一のふりやまゝのりくをそれれがそまゝのり  
もそのまゝのりくをそれれがそまゝのり

イ明ニセザレバ陋民悟ラズトハ云也

イ明ニセザレバ陋民悟ラズトハ云也

たつとぶづきといふことをあつしむる道あり  
領分の山川を等閑しし時々の禮を怠  
る時ハ君の威もろくあり令も行はぬ様  
小なる事也山川を祀るハかんぐりの禮の  
祀りとあつて六君臣上下數多の役人  
貴賤をこしくふつしと齊しと禮式の衣  
服を着し禮式の道具きざげ物を持てて  
嚴重ふはく志もて見はる故ハ領分ちくくの  
民もその嚴重なる儀式を見聞し君の威  
のまらんるをあり何事とあく仰出さると

まゝのハあつておととくうけ隨ふ事あり  
是を山川ヲ祗マザレバ威令聞へざらん也  
不敬宗廟則民乃上校不恭祖舊則  
孝悌不備四維不張國乃滅亡  
先祖の靈屋を尊敬ありと過さる玉ふ祖父  
親を現小在を如く崇めおととく見せ  
玉ふ凡下小なるものハ目うへを畏敬ふ  
をむとの教の出る目當ふる所也然る小  
此道ありとくふとく靈屋をあらめ玉ふの禮  
あやがりふあつて下くものつう目うへを

恐<sup>おそ</sup>ま敬<sup>うやま</sup>ふ心<sup>こころ</sup>もうま<sup>ま</sup>くありそそのをて  
下<sup>げ</sup>知<sup>ち</sup>法<sup>ぽう</sup>度<sup>ど</sup>をもわ<sup>わ</sup>りそむき下<sup>くだ</sup>る上<sup>あ</sup>り  
あひなてりやうふある事<sup>こと</sup>也<sup>なり</sup>又<sup>また</sup>上<sup>あ</sup>り  
先<sup>せん</sup>祖<sup>ぞ</sup>の法<sup>ぽう</sup>式<sup>しき</sup>をもつし守<sup>まも</sup>り玉<sup>たま</sup>む先<sup>せん</sup>祖<sup>ぞ</sup>  
以<sup>い</sup>來<sup>らい</sup>のあ<sup>あ</sup>る事<sup>こと</sup>を玉<sup>たま</sup>む有<sup>う</sup>徳<sup>とく</sup>の  
老<sup>らう</sup>人<sup>じん</sup>をもあ<sup>あ</sup>がて見<sup>み</sup>せ玉<sup>たま</sup>ふ事<sup>こと</sup>あ<sup>あ</sup>けま<sup>ま</sup>下<sup>くだ</sup>  
親<sup>おや</sup>をわ<sup>わ</sup>りて兄<sup>あに</sup>をう<sup>う</sup>やま<sup>ま</sup>ふ孝<sup>こう</sup>悌<sup>てい</sup>の心<sup>こころ</sup>も  
自<sup>じ</sup>然<sup>ぜん</sup>と<sup>と</sup>ま<sup>ま</sup>くあり彼<sup>かの</sup>四<sup>し</sup>維<sup>い</sup>のひ<sup>ひ</sup>ろ<sup>ろ</sup>は<sup>は</sup>あ<sup>あ</sup>ま  
ゆ<sup>ゆ</sup>ゝ禮<sup>らい</sup>義<sup>ぎ</sup>廉<sup>れん</sup>耻<sup>ち</sup>の心<sup>こころ</sup>もた<sup>た</sup>む人<sup>ひと</sup>の心<sup>こころ</sup>た<sup>た</sup>の  
ま<sup>ま</sup>あ<sup>あ</sup>けま<sup>ま</sup>國<sup>くに</sup>をた<sup>た</sup>も<sup>も</sup>守<sup>まも</sup>る<sup>る</sup>は<sup>は</sup>相<sup>あひ</sup>手<sup>て</sup>もあ<sup>あ</sup>く

ありそ滅<sup>めつ</sup>却<sup>きゃく</sup>するより外<sup>わい</sup>は<sup>は</sup>あり是<sup>これ</sup>を宗<sup>そう</sup>廟<sup>ぼう</sup>  
ヲ敬<sup>けい</sup>セサレバ民<sup>たみ</sup>スナハチ上<sup>かみ</sup>ニ校<sup>がう</sup>シ祖<sup>そ</sup>舊<sup>きう</sup>ヲツ  
シマサレバ孝<sup>かう</sup>悌<sup>てい</sup>備<sup>び</sup>ラズ四<sup>し</sup>維<sup>い</sup>ハラサレバ國<sup>くに</sup>ス  
ナハチ滅<sup>めつ</sup>セストハ云<sup>い</sup>也

。是<sup>これ</sup>を國<sup>くに</sup>頌<sup>そう</sup>といふ頌<sup>そう</sup>ハ容<sup>よう</sup>也<sup>なり</sup>と註<sup>ちゆう</sup>を容<sup>よう</sup>ハ  
か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>ちと訓<sup>くん</sup>をありありの事<sup>こと</sup>也<sup>なり</sup>凡<sup>およ</sup>ろ<sup>ろ</sup>ありあり  
といふありありやとら<sup>ら</sup>ま<sup>ま</sup>ぬものあり治<sup>ち</sup>  
りたる國<sup>くに</sup>ハ治<sup>ち</sup>るありありあり亂<sup>らん</sup>ま  
たる國<sup>くに</sup>ハ治<sup>ち</sup>るありありありあり  
ありをとり志<sup>し</sup>あり國<sup>くに</sup>政<sup>せい</sup>ハ立<sup>た</sup>ぬ事<sup>こと</sup>あり

故小國のありをまづらふのつゝかる事  
最初第一とをたゞ一人も四支百骸具  
足しする上あり十人あるの動きをい  
ある事也五骸具足せざる人あり一人前のた  
たしきをささるる一國も制度を定め  
たる上あり善政も行はざる事あり根本の  
ありありをとりぞいで出来あり次第ふ  
し富國安民の道の成就をとりふ  
事ハ聖人上不在をとりぞいでけつ  
ありぬ事也

國有四維一維絶則傾二維絶則危三  
維絶則覆四維絶則滅傾可正也危  
可安也覆可起也滅不可復錯也  
人君ハ民を以て國を守り民ハ人君の徳  
を以て身を全ふまざるの也さしを先  
國を治め玉ふ君ハ臣民の心根をとり固め  
玉ふが最初也人の心をとりふ四維といふ  
て四のひと綱あり其のひとつとふたると  
るけとバ國を治る小難義ありこの四の  
もつとふたると人の心をつとふとめ

らまはばさしきたては幾萬の臣民有とも  
入るき國も同ト事也但一四の綱一筋  
まはれはくさき二筋まはるはあふあふ  
三筋まはるはくさき四筋共ふまはれば  
滅却をがさきたる分はかゝあやを手に  
てもあるべしあふあふなるはあふあふ  
るてもあるべしあふあふなるはあふあふ  
つてたてもあるべし滅却とりのふ至て  
又よりまはるはあふあふなるはあふあふ  
國ニ四維アリ一維タユレバカタブキニ維タユ

レバアヤフク三維タユレバクツガヘリ四維  
タユレバホロブカタブクハ正スベシ危キハ安  
スベシ覆ハオコスベシ滅ハマタ錯ベカラズト  
ハ云也錯ハ措ト同シ安著ナリ錯トハトリ  
タテル心也  
何謂四維一曰禮二曰義三曰廉四曰耻禮  
不踰節義不自進廉不蔽惡耻不  
從枉  
人心を繋ぎ止るハ禮義廉耻の四の綱あり  
○禮ハ人の人なる作法也いやと訓むらやハ

おぎのあとをいふ人ふゆづらり也あま  
人の作法ハ先已をへりてなり人を敬ふを  
第一としてかまんとをいふ人くかりてむの  
ましくるるやういと上古の聖王天地のよ  
ろしきをそ人情をくそをりて凡人の分  
限不随く作法をまて上下尊卑の次第  
老幼男女の差別のふごきぬやう不定め置  
玉ひし道なり君の作法臣の臣の作  
法父兄の父兄の作法子弟の子弟の作  
法夫婦の夫婦の作法朋友の朋友の作

法尊貴の尊貴の作法卑賤の卑賤の作  
法老者の老者の作法幼者の幼者の作  
法あり其大畧をいふ君の作法といふ君ハ  
一國の上の位一官万人の頭をふまへて下  
の下の手本となり玉ふか其身の分限あり  
あうれはうと玉ひていふ一番たつとき身  
分あまばいふやうふしをもよきとわいひあや  
まり玉ひて氣ま我まを玉ふ時ハ下より  
見習ひ聞習ひ手本ふまへて行作もあか  
る事ゆゑ一番たつとき身あまも心をとり

あめ玉ひらりたりたがる心あり一人の身も  
ともかくも萬民の為ふあるやうふと思ひ玉  
ひら立も居も敬を忘れ玉はど視聴言動  
衣服器用までも大事心得玉ひら視まど  
き事を視む聴まどき事を聴む言まど  
き事を言むすまどき事をせむ着まど  
衣服を着むとりあつるまどき器物を取扱  
ひま下一向ひそまど格式ふたがらぬやうふ  
上小立者を敬ひ下小立者をいりり無理な  
る事のあるとふくふたもまひきつてもそれ

そまふ為ふあるやうふ玉は君の作法也  
臣の作法といふ大身小身とまど小君  
よりうけらる格式分限を守り上の命を  
うけら下へやど下への事を取次で上へ  
達し私の事を次ふく公のつとめをか  
むむむむむむむむむむむむむむむむ  
分計りたんと思ふ心あり争ひをり合  
心をかりまどまど役目をつとむるハ臣の作  
法あり親兄の作法といふハ親兄ハ子や弟  
の下ふらものときむむむむむむむむむむ

よきを教へ悪きを誡めり子ども弟どもの  
まをり小とりあつりあつり親兄の作法也夫婦の  
作法といふ夫ハ正しく妻ハ柔和小朋友の  
作法ハ人へうとつりあへく氣まき氣まぬある  
人見ざる事のみまきやう小尊貴の作法ハ  
尊貴ぶけ小まきつと下をめりさせぬ  
やう小卑賤の作法ハ目上の人へ對しあつり  
けのみまきやう小老者の作法ハおとろき  
やう小幼者の作法ハいんぎん小うけつと身  
分身分の分限をさうことぬやうふとむるが

人間界の作法ありおの作法を守りて定の  
外不出ぬやう小をれば人と人の交りむつま  
し申分る事也此道をさへ守る君  
臣父子夫婦兄弟朋友上下尊卑長幼の分  
限まの明白小つれ争ひ怒り限るといふ  
殃を生せ是を禮ハ節ヲ踰エストハ云也  
○義ハよろしと訓を義理を立事也又義方  
といふ人への向ふ方角のまきと目當のつ事  
あり右の禮を守らうちより生し上下りわ  
らり筋道よろしき徳也是又君臣父子夫



婦ふ兄きやう朋友びゆうの行ゆきひひく時とき小このそと事ことりあり従したが  
て何なにももよよろろししき道みちを聖せい人じんのたたておおき  
たたへへ所ところあり人ひとの善ぜん悪あく能のう不能ふのうを察さつししく  
善ぜんを賞しょうし悪あくを罰ばつし能のうあるををささららひ  
不能ふのうあるを教をへへ今日こんにちの用もち不た立たたままああハ  
上かみ小こたたつ人ひとのよよろろししき行ゆきあり善ぜんを勸すすめ悪あく  
を懲ちやうし能のうを心こころづけ不能ふのう者ものととららせぬややら  
ふふししく上かみの見み出だししを待まちくああけ用もちひひら  
るるた稱しょうを擔たんす待まちくおおるるハ下した小こししのの人ひとの  
筋すぢよよろろししき行ゆきありああららるる小こ我われと我われ身みを

てらてららひひららりりて人ひとのままををめめををももままししたた身みで  
身みををままららだだちちししく上かみののわわららむむととままるるハ下  
小こししのの者ものの宜よろししくくぬ筋すぢあるあるき行ゆきあり是これ  
を不ふ義ぎととららしし下したととららししくくざざれれハ上かみももよよろろ  
ししきを失しひひるる上かみ下したとも筋すぢ道みちを取とららが  
つつる事ことありありゆゆららををりりししゆゆけけととももよよろろししと  
ある見み出だししを待まちが義ぎととららししののありあり  
ととハ女をんなののゆゆららふふととめめららううののくくけけままととくく  
我われここををめめよよけけままハ妻さい不ふ持もちててられられよよとと媒まへ  
ああしし小こ出だるるハ不ふ義ぎのの宜よろししくくをを故ゆゑ小

此義の道を辨へて我と我をうりつる  
やうある筋なき行をさる人あり是を義に  
自ラ進ズトハ云也 ○廉ハかざらんを人の行  
状小きつうりとかどなたらけるげある事也  
已ふありき事のあるをばいさかへり  
よきありをしる居るさしき事ゆかど  
ひりのなき行也人のあふれども已が心小知る  
居るしむひりしをさしき事已よりあやんと  
かどをたてかざらけあげある心也人の貪欲  
とらる心小けあげあふるさしき事やう欲をさ

より多かりし身小そふまドに賤實をこそ  
とりたむる事ゆあふらんよくあるを不廉  
ともらふ也そのきたるき心のあてけあげり  
無欲なるを清廉と潔まざるもいふ也あらん  
我惡事をま(我手ま)よりつるまき心  
あふむ人の邪惡をあとむらきふゆか  
くつ事あるを故小正道ある役人を廉吏  
ともらひ正道小吟味をるを廉察ともいふ  
あり是を廉ハ惡ヲオホハズトハ云あり  
○耻ハをらと訓を心小をびりくおもふ

事あり人こそあはれ心ふをけりと思ふ人  
あまふとてしるまある事ふ従ひ登つるひを  
まじりき行作を思ふまじりきみんを思  
ふぬもの也是を耻ハ枉レルニ従ハストハ云也

故不踰節則上位安

右の四維ハ上ホ立ち下を教る肝要也國々  
人を以て立ち人ハ道を以てたつ事あり先  
一國の人心を正しくとりあはせざしてハゆぬ  
事也人心を正しくするは此禮義廉耻の  
四つのものを明ふしと教導を本とする事

あり此國を治る大切の大綱びつゝあり也此  
四維がふもふも神がたまきつゝつゝもそまほ  
何故ぞとらば人々分際を守り定の外ホ出ぬ  
ものとの事をあまふ賤が貴をうらやま下  
あまふ上あまふをけりひききまそのがらんと  
思ふ心あり下より上をあまふをけりその所行  
あまふ上ホ立ち人のあん心あり事あり是を  
故二節ヲユエガレバ上位安シトハ云也

不自進則民無巧詐

巧詐となくまのり也何程已か善行知

不蔽惡則行自全

能あまがとく身を身でうりらづるハ不義な  
る事をあまが利口をうづりらづるを行ひ  
人をたましき事をして身を利せんといひ  
むやうある不實あるあまが風ハあまがなる也  
是を自ラスマザレバ民巧詐ナシトハ云也  
我あまが事を我らづるかづつむまじ  
まことあまがけあまが心あまが自然な行  
作をけしきけあまが事をあまが人あま  
人くまきくハ行状の應見えくあまが

不從枉則邪事不生

と正しき事あり是を惡ヲオホハザレバ  
行自ラ全シトハ云也  
よとまある事小まきくあまがをうま  
利をむまが故あり人くまが私我心小  
まづりと思ふ心あまが人のまづりする小  
從ふ事ありまて我らづりする事を仕  
出まづりやうあり是を枉レルニ從ガハザレ  
バ邪事生ゼズトハ云也  
是まてハ四維を專小説より右の四維ハ

いづれも上の教ある事少く國を治る  
人のまづ此四維を丈夫の教(導)くを  
事あり四維といはれども禮義の二維を  
父母より一廉耻の二維を産する也  
禮義といはれども禮を夫とを禮の夫あれば  
義の妻來る然らばまづ禮制を嚴小立る  
事最初第一の教と知るべし父母より  
子を生ト子より孫ひとややごを生を  
る如く此四の教(を)立る事八人の百行を  
うと出を本あるまづ政を立る根元也

政之所興在順民心政之所廢在逆

政といはれ君大夫士上小立る下萬民をとり  
さむくおきて也下をとりさむくおきてといはれ  
まづ人情小従ひ無理ある事のみきやう小  
いづれも道理を立てたりあつる事也  
人の貴賤賢愚の差別ありまづ是を  
喜び従ひらやある事ありしむる是を  
うりハ萬人一情あり如何ある賢知の君上  
小立玉(ハ)とてこの人情をやづりて上の威

勢を以て下をむりふおつけ置とらるるに  
事ありむり一堯舜の政あり一天四海の服  
従しるるとらるる人情小きうむるおきて  
のなき故也是を政ノ興ル所ハ民心ニ従フニア  
リ政ノスタルトコロハ民心ニサカフニアリトハ云  
あり

民惡憂勞我佚樂之民惡貧賤我  
富貴之民惡危墜我存安之民惡  
滅絶我生育之  
政を司る人を執柄とらる柄ハ急と訓は太刀

刀のつらの事也とらる太刀刀の柄を握りしる  
人ハ撃も切も突も心のまも也此柄を握りしる  
撃もよきハ撃ち切てもよきハ切り突てもよきハ突  
政をとらる人ハ萬事のつらをやきりしる萬民を  
とりさるる故ハ執柄とらるあり此柄ハ六柄  
とらる事あり六柄とらる生殺貧富貴賤の六  
の柄あり上あり柄をよきりしる故ハ人を生を  
も殺も富もむも貴も貧も賤も上も下も  
も賤も上も下も上も下も上も下も上も下も  
心まもあきとらる心まもふまも時ハ人情ハ

と有りさうしひる政もつらむ國も亂さやがと  
てふをて我握りたる柄を人小うをひ取とて  
滅亡する事也さきと柄をひさぐる君大夫と  
仁とら徳を目當小して行ふあり仁とら  
人をあびん小思ふ本小く人のうましく  
ありし思ひ帰服するやう小せる事  
あり上小立て尊き身分あるまども我身勝  
手をやめ人をたてやう思ふ事あり  
この心を忠恕とら仁の行つ本也忠と  
まめと訓し恕ハおもひかと訓せ人の上を

我身の上小くつらむやめやう小むひやりを  
ほよくする事也この道を行ふはさありち  
仁あり上より下に向ひ向ひくさまづみ  
まどもおもひあうて人をあびん小むひ我  
身をつらても人をあんどさせよう思ふ仁の  
行ひくあり然と民ハ萬人が萬人心うき事  
と身小骨のをさる事ハ中ぐるもの故小上此  
うげめく何率下をささめふもつらせまど骨  
をりをまさせまづこのが上の目當あり貧く  
し中ノまハ萬人が萬人さうひあるもの也故小

何率とせしむるはたつとくしとくしとせたりと思ふ  
が目當ありあふるは事ハ萬人が萬人のやが  
そのゆゑハ何率やとくしとくしとありといふは目  
當あり死するハ萬人が萬人まらる事ゆゑハ  
何率活るととくしとありといふは目當也但し  
民を樂ふせんといふ上ハとくしとくしとありといふ事  
ハあつとくしとくしとありといふも何率つとくしとくしと  
む場ハいざありんといふ真實を忘る事也  
富貴ふせんといふ人ハ爵禄をあつとくしとくしと  
あつとくしとくしと下ハ下だけハ貴賤あるもの也たとへば

論

主従とくしとくしとくしと主ハ貴く従者ハ卑  
なるまらるるの主ハ主ハ下人ハ下人なりたつやうといふ  
真實をたてふとくしとくしと事也安くせんといふあつ  
るまらるる一切せむといふ上ハ上ハ上ハ事ゆゑハ  
今危きめをさすといふ後ハ安くある為といふ主  
意をたてふとくしとくしと事也滅絶させむといふ罪  
ある者をもつとくしとくしと事ハあつとくしとくしと  
とくしとくしとくしとをいふといふやせん為といふ真  
實をたてふとくしとくしと事也とくしとくしと下ハ下ハ



事をやめさく事をせむとの目當を違へぬ  
政を行ふ事也是を民憂勞ヲニクム我之ヲ  
佚樂セシム民貧賤ヲ惡ム我之ヲ富貴ニス  
民危墜ヲニクム我之ヲ存安ス民滅絶ヲニク  
ム我之ヲ生育ストハ云也

能佚樂之則民為之憂勞能富貴之  
則民為之貧賤能存安之則民為之  
危墜能生育之則民為之滅絶  
佚樂之之民をさくてしあり為之之  
と上をさくてしあり次ハ是ふあり夫

人情ハ相見互ありものゆゑ上より樂小く  
やりたいたしめ仕向ふあり下もつらき事を  
しやぐぬ心ふあり上より富貴小く下も  
やりたいたしめ仕向ふあり下も貧賤ハ  
らも小思ひぬ心ふあり上よりやめさくし  
やりたいたしめ仕向ふあり下もあまの  
目をもちしめぬ心ふあり上より育てやり  
たいたしめ仕向ふあり下ハ死ても上の為  
ふありたいたしめ心ふあり事也たしめ  
の大將我一人ハ打死しても士卒を打せま

ドといふ心あるは士卒ハ皆死ても大將を  
打せぬ氣ふあり大將ハ人先小はげて士卒  
小防さ矢を射よといふ心あるは士卒も我先  
みといふ行事人情の歴然也易小悦以使民  
民忘其勞悦以犯難民忘其死と云事あり  
民の心のうまうまきやうふしおきをまれば民  
ハ死てありとも恩を報トさく思ふもの也  
是を能ク之ヲ佚樂スレバ民之カ為ニ憂勞シ  
能ク之ヲ富貴ニスレバ民之カ為ニ貧賤シ能ク  
之ヲ存安スレバ民之カ為ニ危墜シ能ク之ヲ

生育スレバ民之カ為ニ滅絶スト云也  
故刑罰不足以畏其意殺戮不足以  
服其心

その意の上の捉小従りぬものハ刑罰の法  
を以て殺戮をよとむよりしてハ刑罰ハ  
小もつそりしきいやあるものあるもあ  
から小おちおそむ心ふある也人情ハ  
しきよりハありがたつよくらやまよりハ  
うまうまきがつよきものありたり死を  
とまて鞭をうけやう小人情がありてハ刑戮

でいふせきごとめられぬもの也是を故ニ刑罰  
以テ其意ヲ畏レシムルニタラス殺戮以テ其  
心ヲ服スルニタラストハ云也  
故刑罰繁而意不恐則令不行矣  
殺戮衆而心不服則上位危矣

おそろしき事もあるん小慣つばあまり  
そろしうぬハ自然也たふハ太刀刀ハ忽ち  
小人を殺せ道具あることも是をさや小をさめ  
しりまらうの時あつてハ拔をささぬものゆゑ小  
太刀刀の威もある事也これも常小太刀刀を

ぬき放しひら〜も〜肩ふらぎて居る  
ものあつてはさな心おそろし〜も〜き也五十目  
百目の銃炮ハき〜もの肝を消をわらの響き  
あきども銃炮けいこ場の傍小住む人ハらり  
らら〜やその音も気がはらぬやうふるら  
聞あき〜故あり國の刑戮をとり〜まげ  
まげあ〜ま〜事もごら〜めと云  
時ハ人心もあ〜あり〜おそれ〜も  
ま〜上よりまび〜く〜流〜も又例の  
事〜ら〜心ふあ〜され〜下知小をむ

きふもふとて出かり次第小人を殺せは無理  
無法なる事とのそつりうもて身のあつた  
ふらこつららむを我人同意一味し上り敵  
とて一起謀叛ハ是ガ本也さきさき威勢をうり  
よくしつゝ恩信のみさへ上ふ立つ人などあふ  
あつても是を故ニ刑罰シゲクシテ意ヲソ  
レザレバ令行レス殺戮衆クシテ心服セザレバ  
上位危シトハ云也  
故從其四欲則遠者自親行其四惡  
則近者叛之

右の通り故小政をもちるといふはまづ下の欲  
願ふ道を行ひ悪くまらふ事をやむる事  
あり民の欲する道ハ四欲といふは供樂富貴  
存安生育の四ハ萬人の願ふ所也此願のあ  
つやふといふか目當るべき我國の民ハいふ  
不及むを他所他國の人を來りしむる事  
必然の道あり民のまらふ所ハ四惡とて憂  
勞貧賤危墜滅絶の四ハ萬人まらふ所あり  
このまらひある事を行へば遠國ハいふ不及  
むが我國近隣の民も背きまらふ事是

きし必然の道あり是を故ニ其四欲ニ從へハ  
遠者自ラ親ミ其四惡ヲ行へバ近者之ニ  
叛クトハ云也

故知予之為取者政之寶也

人情ハ相互小レあびんぐとゞらりたるに  
りまをわりのをりをもりたるをむづかきまを  
あくがらあさればうらむとむく事此方より  
の仕向次第あるものあまふ下より忠敬の  
奉公を上へうらうと思ふ時ハ上より  
慈愛の恩をあつる事始也やうとするの

本との事能なる事政の極意あり是を  
故ニ予フルノ取タルヲ知ルハ政ノ寶也トハ  
云也

是を心を四順とゆふ政ハとふくく人情  
順ふやうふまるとり上の四順

錯國於不傾之地積於不涸之倉藏於  
不竭之府下令於流水之原使民於不  
争之官明ニ必死之踏関ニ必得之門不為  
不可成不求不可得不處不可久不

行不可復

國君の身の上ふあぐとる事十一ヶ條あり  
まじり國といつもの元祖業を始め山川地  
勢を審小一四封の要害を考へ百世までも氣  
遣のあき場所を見立つといふも堅固より建  
置玉ふ事あるも世に盛衰といふありと決り  
て傾くまじきといふ事ふらけあひぐらた事也  
是一ツ也粟倉を多くもてて米穀をほりみよ  
置玉ふとも食へばつものみか決りてなぬ  
やうふといふ事あるも事也是二ツ也金庫を

多くたてて賤寶をつまなくりに置玉ふとも  
つうばつものみか決りてなぬやうふとい  
ふ事あるも事也是三ツ也下知法度と  
水の流る如く下より行るやうめ願へ  
ども決りて行らざる事あるも事也  
是四ツ也銘くふ知行をあつて格式を定り  
職分ぎりの奉公を能るやうめとさざらめ  
置玉ふともとかく無理ある立身を望み出  
世を心づけし人をおまへふても我升ん  
とあつとも事也まじりて分限不安堵

是るやうゆりの事ありぬ事也是五ッあり  
ありき事をされ命いのきもの身ハ立ぬと  
り事なきの事ありせしき事あれどもありぬ  
事也是六ッ也よき事をされ仕合ありあり  
身の為よろしとりの事をまの事ありせしき  
事なきどもありぬ事也是七ッ也よき成就  
せぬ事をしからせしき事ありぬ事也是非成就  
せしき計りなき事ありぬ事ありぬ事  
也是八ッありき事を求めぬ事ありぬ事  
とりの事ありぬ事を求めぬ事ありぬ事  
道計

を求めしきもの事ありぬ事也是九ッ  
あり事ありぬ事ありぬ事ありぬ事  
小立行事をまの事ありぬ事ありぬ事  
あり是十也一度ありぬ事ありぬ事幾度も幾  
度もありぬ事ありぬ事計りなき事ありぬ事  
ありきどもありぬ事也是十一也右の十一ヶ條  
ハありぬ事至極ありぬ事ありぬ事望の通  
りありぬ事道のありぬ事を下ふの事あり是を  
國ヲカタブカサル地ニオキ酒ガルノ倉ニ積  
ミ竭サルノ府ニ藏メ令ヲ流水ノ原ニ下シ

民ヲ争ハサルノ官ニ使ヒ必死ノ路ヲ明ニシ  
必得ノ門ヲヒラキ成ベカラザルヲナサズ得  
ベカラザルヲ求メズ久シウスベカラザルニヲラ  
ズ復ビスベカラザルヲ行ハズトハ云也  
錯國於不傾之地者授有徳也  
國家の傾くといふは政のありき故也政の  
ありきといふは不徳ある人小政をさする故  
あり天地をどりまりん以來世の中の治亂興  
廢をさするも書小不徳の人のよき政  
をさするなり一ありよき政をせむる國

家の榮えたるなり一あり故小國家のそん  
トヤウを願ふ時ハよき政をさすより外の  
仕事ハありよき政をせんとして徳ある  
人を用ゆる外あり徳ある人とハ仁心有  
人の事也仁心とハ賢者小をたり道をさす  
爵位の尊き小もやとる一身の安樂を祿  
トシ我身一ツハ死してても生ても君の為民の  
為小あり一人の身を以て萬人を濟んと  
思ふ大器量ある人をいふ也此徳ある人  
尊爵を與へ貴職ふとあり下知指圖をさ



是事也但一かやうの人ハ澤山ありきも  
のあれば一人二人少くもあつてはあげく萬事  
を司ぐるときはそれよりしてはよきかよき  
を見立るとひきたてよき人の埋まかくる度  
あつては諸方手の揃ふ事也  
はき人の已一人か知恵戈覺をもちて自ら  
分ひとり手柄をせんと思ふやあるちひさ  
き志ハあきこの故ハ我あつて事ハある人ハ  
させ我思案不及む事ハ思案不及ふ人ハ  
相談する事故一人少く百人千人の知恵

も持より小あり何事も成就する事也  
不徳の人とりく不仁なる人也不仁といふハ  
尊き位小居きを威勢権柄ふたがり一身  
の榮花をのこ心げけ君の為民の為を思  
ひて人の倒しては己ひとり立つ心て手柄  
を人小きするハ残念ハ思ひ我一人の功を立  
んとこの思ふてあらぬ事もあるありあつ  
今日をやりつくるもの故ハなほ其人小  
戈覺ありて小立廻るといふとも  
只一人きりの知慮分別ふて下小幾百人の

忠臣謀士ありとくくも一言も出さざれば  
事も行はざればを百官百司を備てを  
ひとりも同様あり其をて民ふらとまれ  
國をとりて事を事古今一般也鳥を鶏  
を代りふ使ひて氷をのまてるハ鳥のほ  
非むかえりの似るより見あやまり  
たも使人のそが也故も古より明王賢君ハ  
まの第一ふ有徳の人をあらびあげて國  
政をあづけ玉ふ事百王一同の法也是より  
下の十ヶ條もまの此一條まのたてふ竹を

こと勢ふ人のとりハを苦勞あり調ふ事也  
是を國ヲカナムカザル地ニオクトハ有徳ニ授  
ル也トハ云也

管子抄倭語解乾之卷終

物外志 蘇船舞 勢久翁

ひきつりて同族なりて其の民も少くとも  
 國をとりてこれを平古今一様也高を  
 代り小使のて其をのりて其の高の  
 非をわらちのゆきまをに見たり  
 なる使人のとも故もより明王  
 其の由を其の人のいふに  
 蘇の國は其のまに其の  
 蘇の國は其のまに其の

